

平成 29 年度税制改正に関する要望

平成 28 年 9 月

石 油 鋳 業 連 盟

【目次】

| | |
|--|---|
| 前文 | 1 |
| 平成 29 年度税制改正要望の要約 | 2 |
| 1. 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法 55 条）の維持・存続 | 3 |
| 2. 減耗控除制度（租税特別措置法 58 条、同 59 条）の維持・存続及び拡充 | 4 |
| 3. 石油・天然ガス開発に掛かる国際二重課税排除の拡充 | 5 |
| 4. その他 | |
| (1) 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設 | 7 |
| (2) 天然ガス利用促進のための優遇税制適用範囲の拡大 | 8 |
| (3) 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持 | 9 |

平成 29 年度税制改正に関する要望

我が国の石油・天然ガス開発業界はエネルギーの安定供給の確保という使命達成に向けて、日々邁進しています。しかしながら、原油価格は平成 26 年秋口から急落し、低油価が継続しています。原油安は開発企業の収益構造を圧迫し、探鉱・開発投資の抑制を招き、将来の需要増加に対して供給不足を引き起こす可能性があります。

一方、中国などの新興国による資源獲得攻勢は一旦沈静化している感があるものの、今後の油価上昇局面においては活発化する可能性を否定できません。産油・産ガス国における資源ナショナリズムの高揚や中東・北アフリカ地域等での紛争に加えて、南シナ海の南沙諸島における中国の埋め立てに対する周辺国の反発など、地政学リスクは増大しています。

平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、エネルギー・セキュリティの観点から石油・天然ガスの重要性が指摘され、供給ソースの多様化を通じ、安定的な資源確保を目指した総合的な政策を推進することとされています。

この課題に対し、当業界は中長期的な視点に立ち、様々な手段で自主開発比率の向上に取り組んでいますが、探鉱・開発対象は大深度掘削や高温高压層、大水深・極地エリアなど技術的難易度の高いものにシフトしてきており、探鉱・開発にかかるリスクと費用は増大しています。

こうした状況において、我が国の石油・天然ガス開発企業が自主開発を推進していくためには、企業が探鉱・開発に伴う巨額のリスクを負担できる環境を引き続き整備すると同時に、我が国開発業界の経営基盤を強化することが極めて重要です。

そのためには、国によるリスクマネーの供給と共に、税制上の支援制度が必要不可欠です。資源確保のための税制措置の重要性・必要性は、上述の厳しい事業環境下において、むしろ強まっているものと認識しています。

このような現況に鑑み、当連盟は平成 29 年度の税制改正にあたり次の通り要望を取りまとめましたので、当業界の実情をご理解戴き、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 29 年度税制改正要望の要約

1. 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法 55 条）の維持・存続

本制度は、平成 28 年度税制改正においてその適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたが、特定株式等の取得に対する損失準備金の積立を認めることにより、民間からのリスクマネー導入を促進する上で極めて有効で、かつ広く利用されており、海外における資源開発を促進するために不可欠な税制であるので、その維持・存続を要望する。

2. 減耗控除制度（租税特別措置法 58 条、同 59 条）の維持・存続

本制度（探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度）は、平成 28 年度税制改正においてその適用期限が平成 31 年 3 月 31 日まで延長されたが、再生不可能な地下資源を対象とした鉱業の減耗特性に基づく基本的税制であり、石油・天然ガスを安定供給するためには、必要不可欠のものであるため、本制度の維持・存続を要望する。

3. 石油・天然ガス開発に掛かる国際二重課税排除の拡充

我が国石油・天然ガス開発企業は、産油国において総じて非常に高い税率を課されており、国外所得割合の 90%シーリングによって類例を見ない二重課税を強いられる一方、償却計算等の国際的な差異によっても二重課税が生じている。したがって、以下の方法による二重課税の負担の軽減を要望する。

- (1) 外税控除を制限する 90%シーリングの撤廃・緩和
- (2) 繰越期限に到った外国税額控除限度超過額の損金算入
- (3) 高率の外国法人税の一部を損金算入する計算方法の改善
- (4) 控除限度余裕額等の繰越期限を 10 年に延長

4. その他

- (1) 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設
- (2) 天然ガス利用促進のための優遇税制適用範囲の拡大
- (3) 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持

平成 29 年度税制改正要望及び理由

1. 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法 55 条）の維持・存続

【要望】

本制度は、平成 28 年度税制改正においてその適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたが、特定株式等の取得に対する損失準備金の積立を認めることにより、民間からのリスクマネー導入を促進する上で極めて有効で、かつ広く利用されており、海外における資源開発を促進するために不可欠な税制であるので、その維持・存続を要望する。

【理由】

石油・天然ガスの探鉱・開発は、リスクが高く巨額の資金を必要とする。このため、資金提供者に対して特定株式等の取得に際し、損失準備金の積立を認める本制度は、石油・天然ガス開発事業への民間資金の導入を促進する上で有効な手段として、石油・天然ガス開発関連産業をはじめ広く利用されているとともに、自主開発に取り組む石油・天然ガス開発事業にとって必要不可欠な制度である。

他国との資源獲得競争が激化するとともに、対象地域も大水深、極地、大深度など難易度の高い地域に中心を移し、探鉱・開発にますます巨額の投資を要する状況となっていることから、我が国の石油・天然ガス開発企業の収益環境、資金繰り見通しは厳しいものとなっており、民間主導で自主開発の強化を図っていくためにその重要性はますます高まっている。

こうした観点から、本制度の維持・存続を要望する。

2. 減耗控除制度（租税特別措置法 58 条、同 59 条）の維持・存続

【要望】

本制度（探鉱準備金・海外探鉱準備金制度及び新鉱床探鉱費・海外新鉱床探鉱費の特別控除制度）は、平成 28 年度税制改正においてその適用期限が平成 31 年 3 月 31 日まで延長されたが、再生不可能な地下資源を対象とした鉱業の減耗特性に基づく基本的税制であり、石油・天然ガスを安定供給するためには、必要不可欠のものであるため、本制度の維持・存続を要望する。

【理由】

石油・天然ガス開発事業は、再生不可能な減耗性資産である地下資源を対象としており、事業を存続させるためには、常に探鉱活動を実施することにより新たな鉱床を確保して、採掘により減耗した資源を補填していかなければならない。

探鉱活動は、高いリスクを伴うとともに巨額の資金を必要とする。近年では他国との資源獲得競争が激化するとともに、対象地域も陸上や大陸棚など従来型の探鉱地域から大水深、極地、大深度など難易度の高い地域に移行しており、探鉱リスク及び探鉱費用は増大している。

このような探鉱費用の支出に備え、また探鉱活動を促進するために、石油・天然ガスを生産する者が探鉱準備金を予め積立てるとともに新鉱床探鉱を実施した場合にその費用の一定額を所得控除する本制度は、生産により減耗した資源を探鉱の促進を図ることによりその回復を期そうとするもので、鉱業にとって基本的税制であり、我が国の資源の安定供給を確保するために必要不可欠な制度であることから、本制度の維持・存続を要望する。

3. 石油・天然ガス開発に掛かる国際二重課税排除の拡充

我が国企業の海外における石油天然ガス開発では、国別またはプロジェクト別にそれぞれ事業会社が設立されており、産油国が石油鉱業に課す税率は極めて高い一方、本邦法人の場合は、国外所得割合の90%シーリング等の現行の計算方法により、総じて多額の外国税額が限度額を超える結果となり、重い二重課税を受けることから競争力が削がれているのが実情である。

そこで、権益確保や開発促進を通じて我が国への石油・天然ガスの安定供給確保を推進するため、海外企業と対等に競争できる税制上のイコールフットィングを目指し、以下の方法による二重課税の負担の軽減を要望する。

(1) 外税控除を制限する90%シーリングの撤廃・緩和

【要望】

石油天然ガス開発を対象に90%シーリングを撤廃するか、もしくは下記の通り緩和し、国際的二重課税を排除・軽減するよう要望する。

現行：全ての所得 × 90%

改定案：（全ての所得－外国税額） × 95% + 外国税額

【理由】

現行の外国税額控除制度は、本邦法人の外国支店等の所得（外国税額差引き前）のうち、会社全体の所得の90%を超えるものには、機械的に二重に課税する制度となっている。

しかし、このようなシーリング制度は世界的に見て極めて特異であり、鉱山・油ガス田の所得は「資源の採取の場所」でのみ課税されることは、国際社会が遍く共有する確固たる原則であることから、上記の90%シーリングは、イコールフットィングの観点からも我が国企業を不利に置いていることが懸念される。

これらの観点から90%シーリングの撤廃を要望する。

また、外国支店等の課税は、原則として外国子会社配当益金不算入制度と平仄が合う方法によることが必要となっている現状から、少なくとも上記の通りの緩和を急ぐよう要望するものである。

(2) 繰越期限に到った外国税額控除限度超過額の損金算入

【要望】

外国税額控除限度超過額が繰越期限に到った場合には直ちに損金算入を認めるよう要望する。

【理由】

3.の総説に述べた我が国企業の海外における石油天然ガス開発特有の事情から、海外における石油天然ガス開発では、外国税額は過大となる傾向にあり、繰越期限に到って取り戻すことが出来ないケースも多く、国際二重課税の負担がのしかかっている。

このため、上記を要望するものである。

(3) 高率の外国法人税の一部を損金算入する計算方法の改善

【要望】

本邦法人の外国支店等が行う石油天然ガス開発に係る外国法人税の高率負担の基準を下記の通り改定し、国際的二重課税を軽減するよう要望する。

現 行： 外国税課税ベース× 35/100

改定案： 外国税課税ベース× (1 - 外国税率) × 35/65

【理由】

現在の外国税額控除制度では、外国での法人所得税率が35%（高率負担の基準）を超える場合、課税ベースの35%相当に限って日本の税額から控除されるが、所定の計算方法では、外国支店の可処分所得と外国税額との比率の関係で外国税額が35%を大きく超える場合があり、その結果、総じて多額の外国税額が控除限度額を超える結果となり、重い二重課税を受けている。

従って、上記の計算方法の改善を要望するものである。

(4) 控除限度余裕額等の繰越期限を10年に延長

【要望】

外国税額控除限度余裕額および超過額の繰越期限を10年に延長するよう要望する。

【理由】

外国の課税ベースは、わが国の法定耐用年数・償却方法とは異なり、外国税の課税時期が所得の発生時期から大きく隔たっており、生産開始に際しては、外税控除制度上の余裕額が発生する傾向があるが、それに伴って超過額も発生し、それらの繰越期限による二重課税が行われている。

この二重課税の弊害を緩和するため、外国税額控除限度余裕額および超過額の繰越期限を、欠損金繰越期限などに準じて10年に延長するよう要望するものである。

4. その他

(1) 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設

【要望】

環境への関心の高まりから国際的に廃鉱に関する規制が整備されつつあり、特に近年は海外の石油開発契約等において、廃鉱資金の事前拠出を義務付けられるケースも増えている。鉱害防止と環境保全を図り、プロジェクトの経済性を維持して探鉱・開発活動を萎縮させないためにも、油田・ガス田に対する廃鉱準備金制度の創設を要望する。

【理由】

近年、国際的な環境問題に対する関心の高まりから、各産油国においても廃鉱義務に関する規制が整備されており、特に、産油国との契約において、コントラクターには廃鉱資金を **Escrow** 勘定に **funding** するよう義務付け、現地税制上、経費として認めるケースが増えている。

他方、我が国においても「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」が順次改正され規制が強化されている。

よって、我が国企業が自ら鉱区を保有する事業においても、我が国及び海外における石油・天然ガスの採掘に必要な海洋プラットフォーム等の特定設備の撤去、坑井の密閉及び撤去後の鉱害防止に必要な巨額な費用の支出に備え、生産期間中に予め所要の廃鉱資金を経費として積立てておく廃鉱準備金制度の創設を要望する。

(2) 天然ガス利用促進のための優遇税制適用範囲の拡大

【要望】

我が国においては天然ガスは、環境配慮型のエネルギーという性質に加え、東日本大震災以降、非常時のエネルギー源として注目が高まっており、その利用拡大を図ることが重要となっている。そのためには、基本的なインフラである天然ガス導管網の建設・整備を今まで以上に推進していく必要がある。よって、「一般ガス事業者」に付与されている以下に示す税制上の公益特権について、「ガス導管事業者」に対しても平等に適用されるよう要望する。

①固定資産税の課税標準等の特例（地方税法第 349 条の 3 関連）

②事業所税の非課税（地方税法第 701 条の 34 第 3 項関連）

【理由】

ガス事業法において、国産天然ガス事業者等でガス供給用導管（特定導管）を保有または運営する事業者は、「ガス導管事業者」として位置付けられている。

一方、一般ガス事業者が供給区域内に敷設する導管に対しては、従来、その事業の公益性の観点から税制上の優遇措置が整備されてきたが、ガス導管事業者に対しては同等の取扱いがなされてこなかった。

我が国のガス市場の活性化と公正な競争を促すため、ガス導管網の建設と独立した導管網相互の連結を促進し、全ての導管を平等かつ公正に取り扱うことを目的としたガス事業法改正の主旨を、より実効あるものにする上で、ガス導管事業者も一般ガス事業者と同一の公正な条件の下で、ガス供給用導管網の整備を進められるようにすることは、極めて重要である。

これに加え、2011 年 3 月の東日本大震災以降、緊急時のエネルギー供給網としてもガス供給用導管（特定導管）の整備は喫緊の課題と考えられており、その点からも、ガス導管事業者に対し、一般ガス事業者と同等の税制優遇を与える必要がある。

(3) 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持

【要望】

石油及び可燃性天然ガスの鉱区は、流体であるその性質上、他の鉱物より広大な面積を必要とすることから、2/3の軽減税率が適用されている(地方税法第180条第2項)。国内石油・天然ガスの探鉱を推進するために不可欠な措置であることから、軽減税率の維持を要望する。

【理由】

国内石油・天然ガスは我が国のエネルギー安全保障上、最も安定的な供給源であり、これを確保するために陸域及び周辺大陸棚の探鉱・開発を促進し、自給率の向上に資することは重要な政策課題であるが、石油・天然ガスは流体であり他の鉱物より大きな面積の鉱区を必要とすることから、他の鉱物と一律に課税することは、実質的に税負担の平等を損なうことになる。

また、国連の「大陸棚の限界に関する委員会」に提出されている200海里を超える大陸棚延長の申請が承認された場合には、我が国の大陸棚の拡大が国土面積に相当する広大な海域に及ぶうえ、今後の対象地域として強く期待される海域においては、陸域よりもさらに広大な鉱区が必要となる。

よって、軽減税率の適用は、国内石油・天然ガスの探鉱を推進するために不可欠な措置であることから、その維持を要望する。

石 油 鉱 業 連 盟

石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社
出 光 興 産 株 式 会 社
三 菱 商 事 石 油 開 発 株 式 会 社
伊 藤 忠 石 油 開 発 株 式 会 社
ジ ャ パ ン 石 油 開 発 株 式 会 社
ペ ト ロ サ ミ ッ ト 石 油 開 発 株 式 会 社
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
J X 石 油 開 発 株 式 会 社
サ ハ リ ン 石 油 ガ ス 開 発 株 式 会 社
ア ル フ ァ 石 油 株 式 会 社
ナ ト ウ ナ 石 油 株 式 会 社
日 揮 株 式 会 社
コ ス モ エ ネ ル ギ ー 開 発 株 式 会 社
帝 石 コ ン ゴ 石 油 株 式 会 社
太 陽 石 油 株 式 会 社
日 本 カ ナ ダ 石 油 株 式 会 社

大 陸 棚 委 員 会

出 光 興 産 株 式 会 社
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社
J X 石 油 開 発 株 式 会 社
石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社
三 菱 ガ ス 化 学 株 式 会 社